

# 令和5・6年度神戸市介護テクノロジー導入促進プロジェクト運營業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）

## 1. 業務内容に関する事項

### (1) 事業概要・目的

実用性の高い介護ロボットやICT機器・ソフトウェア（アプリ）、先進的な福祉用具（以下「介護テクノロジー」という。）の開発と市内の介護現場での導入を推進することにより、市内企業や医療産業都市進出企業の新たな事業化を支援するとともに、介護現場の業務負担軽減、人材確保と定着に繋げていく。

### (2) 業務内容（別添仕様書のとおり）

- ① 企業・介護事業所等を対象とした相談支援窓口（事務局）の設置・運用
- ② 各種イベント（セミナー・機器体験・ニーズ発表会・成果報告等）の実施
- ③ 介護テクノロジーの普及に資する介護事業者・企業間のネットワークの構築
- ④ 「神戸市介護テクノロジー導入促進の手引き」を用いた市内介護事業所への訪問等による介護テクノロジーの普及・導入促進
- ⑤ ニーズ調査及び開発企業・介護事業所との連携に基づく介護テクノロジーの開発

### (3) 事業規模（契約上限額）

金 22,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

内訳： 令和5年度 11,000 千円、令和6年度 11,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

### (4) 契約期間

契約締結日(令和5年6月頃) ～ 令和7年3月31日 ※債務負担による複数年契約

### (5) 契約に関する事項

#### ①契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

#### ②委託料の支払い

各年度における成果物の検査終了後に、受託者の請求に基づき一般支払いとする。ただし、令和5年度においては令和5年10月1日以降、令和6年度においては令和6年10月1日以降、受託者からの請求に基づいて、各年度の委託金額の1/2を上限に概算払いできるものとする。

#### ③その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

## 2. 応募資格

以下の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (3) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (4) 直近 1 年間の所得税または法人税、消費税及び地方消費税、県税、市県民税などを滞納している団体または代表者がこれらの税金を滞納している団体でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する団体でないこと。
- (6) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 本事業の目的に賛同し、これを推進しようとする意欲があること。

## 5. 応募手続き等に関する事項

### (1) 参加申請手続き

- ・参加申請期限 令和 5 年 4 月 14 日（金） 17：00 必着
- ・様式 01（応募登録票）に必要事項を記載の上、(4) 提出先へ提出すること。
- ・一団体による複数の応募や企画提案書の作成は不可とする。

### (2) 質問の受付

- ・質問受付期間 令和 5 年 4 月 17 日（月） ～ 令和 5 年 4 月 28 日（金） 17：00 必着
- ・質問がある場合は、様式 02（質問票）に必要事項を記載の上、(4) 提出先へ提出すること。  
その際、タイトルには「令和 5・6 年度神戸市介護テクノロジー導入促進プロジェクト運営業務委託に関する質問」と明記すること。なお電話による質問の受付は行わない
- ・提出された質問に対する回答は、参加申請を行った者全員に送付する。

### (3) 企画提案書等の提出

- ・提出期限 令和 5 年 5 月 25 日（木） 17：00 必着
- ・以下提出物について、(4) 提出先へ提出すること。
  - ①企画提案書鏡文（様式 03）
  - ②企画提案書（以下の内容について必ず盛り込むこと）
    - ア. 令和 4 年度事業の結果を踏まえた、本業務全体に対する基本的な考え方・方針  
※令和 4 年度事業の結果については、参加申請を行った事業者別に別途配布する令和 4 年度事業の報告書を参照すること。
    - イ. 本業務全体の事業計画（体制（再委託の予定を含む。）、スケジュール、企業誘致に資する広報方針等）

※業務の一部再委託を検討している場合については、その具体的内容（どの業務をどの事業者、等）を本項目に明記すること。なお再委託については、神戸市の書面による事前承諾が必要である。

ウ. 相談支援窓口（事務局）の設置・運用についての提案

- ・相談支援窓口の設置場所（未定の場合は想定する場所）・対応日・時間
- ・相談支援窓口の人員体制、窓口担当者の保有資格・経歴・配置理由
- ・相談支援業務における基本方針・想定する対応内容（対応の方針や留意点、具体的な対応手順、想定する対応内容、多くの相談を受けるための方策等）
- ・相談支援業務に必要な情報（製品情報や施設での導入事例など）の入手方法
- ・R3・4年度参加企業・事業所に対する追跡調査及びフォロー業務の内容や手順
- ・相談支援窓口をはじめとした本プロジェクトの広報計画（広報ツール、スケジュール、広報先等。ウェブサイト運用を含む。）

エ. 各種イベントの実施に関する提案

- ・各種提案企画（各年度末における事業者・企業向け成果報告会を含む）  
（時期や募集方法、開催方法、参加企業及び介護事業者に対して想定される利点）
- ・各種イベント後に実施する情報収集・分析方法、またその活用方針  
※参加者数やアンケート回収率等、具体的な数値目標を示すこと

オ. 介護テクノロジーの普及に資する介護事業者・企業間のネットワークの構築についての提案

- ・提案企画  
※できる限り多くの主体（企業・介護事業者間、また介護事業者間など）をつなぐ企画を提案すること

カ. 「神戸市介護テクノロジー導入促進の手引き」を用いた市内介護事業所への訪問等による介護テクノロジーの普及・導入促進に関する提案

- ・実施計画（企業・介護事業者それぞれに対する普及方法、時期、運営体制等）  
※地域・業態別の訪問数等、具体的な数値目標を示すこと
- ・手引きの改訂業務における方針・具体的な対応策

キ. ニーズ調査及び開発企業・介護事業所との連携に基づく介護テクノロジーの開発についての提案

- ・ニーズ調査のための情報収集・分析方法
- ・ニーズ調査を踏まえた介護テクノロジーの開発に係る具体的な取り組み内容  
（企業・介護事業所との連携方針や、受託者や企業において想定される費用負担についても、可能な限り具体的に明記すること。）

③提案書指定項目対照表（様式 04）

様式 04 において指定する項目について、提案書の該当頁を示すこと。

④会社・団体概要

参加資格についての根拠として登記簿謄本又は登記事項に関する履歴事項全部証明書等の写しを提出すること。

⑤事業費見積書

⑥電子契約システム仕様申請書（様式 05）

SMBC クラウドサイン株式会社が提供する電子契約サービスによる契約締結に応じる場合のみ、提出すること。詳細については、市 HP ([https://www.city.kobe.lg.jp/a08691/20220520\\_econtract.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a08691/20220520_econtract.html)) を参照。

(4) 提出先・連絡先

- ・各種提出物については、それぞれに定める期限までに、電子データを下記アドレスまでメール送付すること。なお到着の確認については、期限までに提案者の責任で行うこと。
- ・容量オーバーやメール送受信のトラブル等でメール届かなかったが場合においても、提出期限後の提出は一切受け付けない。なお市メールアドレスの容量は 14MB までとなっており、容量がそれを超える場合は事前に連絡すること。
- ・やむを得ず持参による場合は、事前にその旨を連絡すること。

【提出先・連絡先（提出時は必ず両課宛てとすること）】

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市企画調整局医療産業都市部調査課 担当：塩谷、加藤

電話：078-322-6319 E-mail：[kaiteku\\_iryosangyo@office.city.kobe.lg.jp](mailto:kaiteku_iryosangyo@office.city.kobe.lg.jp)

神戸市福祉局介護保険課 担当：中島、森本

電話：078-322-6229 E-mail：[kobekaigohokenka2@office.city.kobe.lg.jp](mailto:kobekaigohokenka2@office.city.kobe.lg.jp)

## 5. 選定方法

### (1) 審査方法

- ・本企画提案の審査については、選定委員会による選定基準にもとづいた審査・意見を受けて選定を行う。審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、各選定委員の採点に基づく順位点の合計点により順位を決定する。
- ・以下の日程にてプレゼンテーション（それぞれ発表 15 分、質疑応答 10 分の計 25 分を予定）を実施する。その際、本事業について本市との協議・調整を行う担当者が主なプレゼンターを務めること。

【プレゼンテーション実施日時・場所（予定）】

日 時：令和 5 年 6 月 5 日（月） 13:00～17:00 の間

場 所：神戸市役所 1 号館 24 階 1243 会議室

会場設備：投影用パソコン（パソコンの持ち込みも可）、プロジェクター

※事前に通知する指定時間までに、控室(24 階 1246 会議室)にて待機すること。

- ・上記日程時点での社会情勢等により、WEB でのプレゼンテーションへの変更や中止（書類選考のみ）とする可能性がある。

### (2) 選定基準

企画提案書に基づき、下記の観点から評価を行う。

- A：事業全体について（15点）
  - B：企業・介護事業所等を対象とした相談支援窓口（事務局）の設置・運用（15点）
  - C：各種イベント（セミナー・機器体験・ニーズ発表会・成果報告等）の実施（10点）
  - D：介護テクノロジーの普及に資する介護事業者・企業間のネットワークの構築（10点）
  - E：「神戸市介護テクノロジー導入促進の手引き」を用いた市内介護事業所への訪問等による介護テクノロジーの普及・導入促進（10点）
  - F：ニーズ調査及び開発企業・介護事業所との連携に基づく介護テクノロジーの開発（10点）
  - G：過去の支援実績（10点）
  - H：地元企業に対する加点（10点）
  - I：事業費（10点）
- ※合計点が50点に満たない候補者は不採用とします。

### （3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ①選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ②他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

### （4）選考結果の通知

選考結果決定次第、企画提案書の提出者全員に対して文書で通知する。その際、通知内容は採用可否、並びに採用受託者及び各提案者の順位・点数とする。また、選考結果は本市ホームページにも掲載する。

## 6. スケジュール

- |                  |               |
|------------------|---------------|
| （1）公募開始          | 令和 5年4月 6日（木） |
| （2）参加申請関係書類の提出期限 | 令和 5年4月14日（金） |
| （3）質問受付締切        | 令和 5年4月28日（金） |
| （4）提案書等の提出期限     | 令和 5年5月25日（木） |
| （5）プレゼンテーション実施   | 令和 5年6月 5日（月） |
| （6）選考結果通知        | 令和 5年6月頃      |
| （7）契約締結・事業開始     | 令和 5年6月頃      |
| （8）事業完了          | 令和 7年3月31日（月） |

## 7. 特記事項

- （1）計画書の作成、提出、その他当該公募の応募に関する費用は、すべて提案者負担とする。

- (2) 提出後の修正・変更・返却は受け付けない。また提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に提案者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (3) 本委託業務にかかる著作権は、本市に帰属する。
- (4) 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (5) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (6) 本公募要領に定めのない事項については、別途協議によるものとする。